

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例

昭和55年3月24日
組合条例第17号

改正 昭和55年12月24日組合条例第18号 昭和56年9月9日組合条例第22号 昭和56年12月26日組合条例第23号
昭和57年4月1日組合条例第24号 昭和58年12月21日組合条例第28号 昭和59年3月30日組合条例第29号
昭和59年12月25日組合条例第31号 昭和60年12月21日組合条例第32号 昭和61年12月20日組合条例第33号
昭和62年12月26日組合条例第34号 昭和63年12月27日組合条例第37号 平成元年12月20日組合条例第39号
平成2年12月25日組合条例第40号 平成3年12月24日組合条例第41号 平成3年12月24日組合条例第42号
平成4年12月25日組合条例第44号 平成5年12月24日組合条例第45号 平成6年12月22日組合条例第47号
平成7年3月30日組合条例第49号 平成7年12月22日組合条例第51号 平成8年12月24日組合条例第52号
平成9年12月24日組合条例第53号 平成10年12月22日組合条例第54号 平成12年3月7日組合条例第55号
平成13年3月8日組合条例第56号 平成13年12月25日組合条例第57号 平成14年12月20日組合条例第60号
平成15年11月28日組合条例第61号 平成17年3月22日組合条例第70号 平成17年11月29日組合条例第80号
平成18年3月31日組合条例第81号 平成18年11月9日組合条例第82号 平成19年3月30日組合条例第84号
平成19年12月25日組合条例第89号 平成21年5月29日組合条例第91号 平成21年11月30日組合条例第92号
平成22年11月30日組合条例第94号 平成24年7月1日組合条例第95号 平成26年1月14日組合条例第97号
平成26年11月28日組合条例第98号 平成28年2月12日組合条例第100号 平成28年12月16日組合条例第101号
平成29年12月21日組合条例第102号 平成31年1月23日組合条例第103号 令和元年12月16日組合条例第105号
令和2年11月30日組合条例第106号 令和4年3月25日組合条例第108号 令和4年12月16日組合条例第109号
令和5年12月15日組合条例第112号 令和6年12月25日組合条例第114号 令和7年3月27日組合条例第116号
令和7年7月10日組合条例第117号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。

第1条の2 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員で同法第5条第2項に規定する者以外の者を除く。)をいう。

(給与の支払)

第2条 この条例に基づく給与は、職員の申出があったときは、口座振替の方法をもって支払うことができる。

2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。

(職務の級)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づき、これを次条第1項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、等級別基準職務表(別表第1)で定める。

(給料表)

第5条 この条例に定める給料表は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

2 前項の給料表は、第23条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 職員の職務の級は、規則で定める基準に従い決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。
- 4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする
- 7 職員の昇給は、その属する職員の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

(給料の支給)

第7条 給料は、月の1日から末日までを計算期間(以下「給与期間」という。)とし、規則で定める期日に支給する。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料月額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員に任命されたときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第9条 管理者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務の時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して、著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づいて、給料月額につき適正な調整額表を規則で定めることができる。

- 2 前項の規定による給料の調整額は、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25をこえてはならない。

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で定める職にあるものに対しその職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による管理職手当について準用する。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 精神又は身体に重度の障害がある者で規則で定めるもの

3 扶養手当の月額、前項第1号該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で前項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌日（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（住居手当）

第12条の2 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

- (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(通勤手当)

第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤(職員が勤務のため、その者の住居と吉井川荘との間を往復することをいう。以下本条において同じ。)のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から吉井川荘までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2項に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
- ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 前2項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(特殊勤務手当)

第12条の4 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第12条の5 第10条第1項の規定に基づく規則で定める職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額及び支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(給与の減額)

第13条 職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)又は年末年始の休日である場合、休暇による場合、その他の勤務しないことにつき、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間のうち割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第15条 休日勤務手当は、祝日法による休日(毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあっては、当該祝日法による休日が、これらの規定に基づく勤務を要しない日に当たるときは、別に定める日)及び12月29日から翌年1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間中に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給する。

(夜間勤務手当)

第16条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。ただし、定額で支給する場合は別途規則で定める。

(端数計算)

第16条の2 第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第14条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150、100分の125又は100分の25の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額を1年間における1ヶ月平均所定労働時間で除した額とするが、給料の月額には扶養手当、通勤手当、住居手当、臨時の手当は含まないものとする。

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は6,300円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 前項の勤務は、第14条から第16条までの勤務には含まれないものとする。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第19条 第14条、第15条及び第16条の規定は、第10条第1項に規定する職にある職員に適用しない。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を支給日という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の

合計額とする。

- 4 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処されたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処されたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると考えに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下この条において「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により、一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受ける者の所在が知れないときは、通知すべき内容を告示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その告示をした日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関

し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処されなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、管理者に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。
- 9 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額には100分の105を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(管理職手当等の支給方法)

第22条 管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、支援手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

- 2 第11条から第12条まで及び第12条の4の規定は、地方公務員の育児休業等

に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

（会計年度任用職員の給与）

第23条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

（休職者の給与）

第24条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が法第27条第2項の規定に基づく休職の事由又は条例で定める場合のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 法第27条第2項及び第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各号に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、第2項、第3項又は第5項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第20条の2及び第20条の3の規定を準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは、「第24条第7項」と読み替えるものとする。

（専従休職者の給与）

第25条 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（給与からの控除）

第26条 法第25条第2項の規定により、職員の給与の支給に際してその給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

(1) 岡山市市町村総合事務組合の掛金及び貸付金の償還

(2) 岡山市市町村職員共済組合の積立貯金、貸付金の償還金

(3) 団体生命保険契約に基づく保険会社の生命保険料又は団体損害保険契約に基づく保険会社の損害保険料（職員本人が契約したものに限る。）

(4) 前3項に掲げるもののほか、これに準ずるもの及び任命権者が定めるもの

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年12月24日組合条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年9月9日組合条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年9月1日から適用する。

附 則(昭和56年12月26日組合条例第23号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

附 則(昭和57年4月1日組合条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年12月21日組合条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年3月30日組合条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年12月25日組合条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年12月21日組合条例第32号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条、第19条第2項及び第20条の改正規定は昭和61年1月1日から、第10条第4項及び附則第5項の改正規定は同年6月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は昭和60年7月1日から適用する。

(職務の級への切替え)

- 3 昭和60年7月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて、同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え等)

- 4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第二の新号給欄に定める号給とする。

(旧号給との基礎)

- 5 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第一 俸給表の適用を受ける職員の職務の級への切替表
(附則第3項関係)

俸 給 表	旧 等 級	職 務 の 級
給料表(一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
給料表(二)	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	
	5級	4級
給料表(三)	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級

附則別表第二 行政職俸給表(二)の1級となる職員以外の
職員の号俸の切替表(附則第4項関係)

行政職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧 号 俸	新 号 俸						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1		1	1				
2	1	2	2	1	1	1	1
3	2	3	3	2	1	2	1
4	3	4	4	3	1	3	1
5	4	5	5	4	2	4	2
6	5	6	6	5	3	5	3
7	6	7	7	6	4	6	4
8	7	8	8	7	5	7	5
9	8	9	9	8	6	8	6
10	9	10	10	9	7	9	7
11	10	11	11	10	8	10	8
12	11	12	12	11	9	11	9
13	12	13	13	12	10	12	10
14	13	14	14	13	11	13	11
15	14	15	15	14	12	14	12
16	15	16	16	15	13	15	13
17	16	17	17	16	14	16	14
18		18	18	17	15	17	15
19		19	19	18	16	18	16

20			20	19	16	19	17
21			21	20	17	20	18
22			22	21	17	21	18
23			23	22	18	22	19
24			24	23	19		
25				24	19		
26				25	20		

行政職俸給表(二)の適用を受ける職員

旧 号 俸	新 号 俸
	2 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	
27	
28	

医療職給料表の適用を受ける職員

旧 号 俸	新 号 俸		
	1 級	2 級	3 級
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10
11	11	11	11
12	12	12	12
13	13	13	13
14	14	14	14
15	15	15	15
16	16	16	16
17	17	17	17
18	18	18	18
19	19	19	19
20	20	20	20
21	21	21	21
22	22	22	22
23	23	23	23
24	24	24	24
25	25	25	25
26	26	26	26
27	27	27	27
28	28	28	28
29	29	29	
30		30	

備考 これらの表の新号俸欄中「1級」等とあるのは、切替日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

附則別表第三 行政職俸給表(二)の1級となる職員の号俸の切替表
(附則第4項関係)

旧 号 俸		新 号 俸
5 等 級	4 等 級	
1		1
2		2
3		3
4		4

5	1	5
6	2	6
7	3	7
8	4	8
9	5	9
10	6	10
11	7	11
12	8	12
13	9	13
14	10	14
15	11	15
16	12	16
17	13	17
18	14	18
19		
20	15	19
21		
22	16	20
23	17	21
24		
25	18	22
26	19	23
27		
28	20	24
29	21	25
	22	26
	23	27
	24	28
	25	29

附 則(昭和61年12月20日組合条例第33号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合の職員の給与に関する条例の規定は昭和61年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和62年12月26日組合条例第34号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和62年4月1日から適用する。
(切替期間における異動者の昇給等)
- 2 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、

この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、その属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和63年12月27日組合条例第37号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項第2号及び第4号の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和63年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号

給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平成元年12月20日組合条例第39号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成元年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 平成元年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることになる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。(旧号給等の基礎)

- 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則(平成2年12月25日組合条例第40号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条第1項の改正規定及び附則第8項の規定は、平成3年1月1日から施行する。

- この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する規定は、平成2年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

- 8 改正後の条例第24条第1項の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されている職員の当該改正の規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(その他)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平成3年12月24日組合条例第41号)

この条例は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成3年12月24日組合条例第42号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第4項を削る改正規定は、平成4年1月1日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定並びに第2条第1項の改正規定及び第20条の次に1条を加える改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成3年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は、給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに、給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用は異動の日における号給又は、給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給との基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平成4年12月25日組合条例第44号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例(附則第4項及び第10項において同じ。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成4年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができ

る。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(扶養手当に関する経過措置)

- 7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第1号に該当する者にあつてはその者が職員となった日において、第2号に該当する者にあつては切替日において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。以下同じ。))がなく、かつ、改正前の条例第10条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

(1) 切替期間において新たに職員となった者であつて、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の条例第10条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していたもの。

(2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者

(3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者

(4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至つたものがある職員であつた者

(5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者(改正前の条例第11条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。)があつた職員であつて、切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、その配偶者がいない職員となった日に改正前の条例第10条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの

(6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第10条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの

- 8 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第11条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成4年特養組合条例第43号。以下「改正条例」という。)附則第7項の規定による届出に」と、「同項第2号」とあるのは「前項第2号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第7項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第3項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第7項」と、「同項第2号」とあるのは「第1項第2号」と、「(扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「(扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第7項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第1項又は改正条例附則第7項」とする。

- 9 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第11条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第2項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成4年特養組合条例第43号)の施行の日から30日」とする。

- (1) 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
- (2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
- (3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第10条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合
(住居手当に関する経過措置)

10 切替期間において、改正前の条例第12条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第12条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第12条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成5年3月31日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 11 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成5年12月24日組合条例第45号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条及び第16条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は平成5年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)

- 3 平成5年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料の月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができ

る。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 7 平成5年12月に改正前の給与条例第21条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の給与条例第21条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 8 平成6年3月に改正後の給与条例第21条の規定に基づいて支給されるべき職員の期末手当の額は、前項の規定により期末手当の額の加算を受けた者にあつては、同条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額(以下この項において「第21条の額」という。)から前項に規定する差額(当該差額が第21条の額を超えるときは、第21条の額)を減じた額とする。

(給与の内払)

- 9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平成6年12月22日組合条例第47号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成6年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号

給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

7 平成6年12月に改正前の条例第21条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第21条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

8 平成7年3月に改正後の条例第21条の規定に基づいて支給されるべき職員の期末手当の額は、前項の規定により期末手当の額を加算を受けた者にあつては、同条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額(以下この項において「第21条の額」という。)から前項に規定する差額(当該差額が第21条の額を超えるときは、第21条の額)を減じた額とする。

(給与の内払)

9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成7年3月30日組合条例第49号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月22日組合条例第51号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例(附則第4項において同じ。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は平成7年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を越える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。

(施行日から平成8年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成8年12月24日組合条例第52号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は(附則第4項において同じ。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は平成8年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を越える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。

(施行日から平成9年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

7 施行日から平成9年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払い)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成9年12月24日組合条例第53号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定、第21条第2項の改正規定並びに第22条第2項の規定は、平成10年1月1日から施行する。

2 この条例は(前項ただし書きに規定する改正規定を除く、附則第4項において同じ)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は平成9年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成9年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を越える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。

(施行日から平成10年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

7 施行日から平成10年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとな

る期間については、当該適用又は異動についてまず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払い)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成10年12月22日組合条例第54号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は(附則第4項において同じ。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は平成10年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成10年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を越える給料月額を受けていた職員の切替え日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。

(施行日から平成11年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成11年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員その属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払い)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成12年3月7日組合条例第55号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中、柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)第19条の改正規定 平成12年4月1日

(2) 第1条中、条例第4条の改正規定並びに条例別表第3の次に、次の1表を加える改正規定、第2条の規定及び附則第7項から第11項までの規定 平成12年4月1日

- 2 第1条の規定(前項第1号及び第2号に掲げる改正規定を除く。附則第4項において同じ)による改正後の条例(附則第9項を除き、以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 平成11年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下この項及び附則第6項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の条例(附則第12条を除き、以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替日から施行日の前日までの間において柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成10年組合条例第54号。附則第9項及び第12項において「平成10年改正条例」という。)附則第8項から第10項までの規定により昇給した職員のうち、管理者町長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 6 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところ

ろにより、必要な調整を行なうことができる。

(福祉職給料表の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替え)

- 7 平成12年4月1日(以下「特定切替日」という。)の前日において行政職給料表の適用を受けていた職員のうち、特定切替日において福祉職給料表の適用を受けることとなる職員の特定切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、特定切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表第1の新級欄に定める職務の級とする。

(福祉職給料表の適用を受けることとなる職員の号給の切替え等)

- 8 前項の規定により新級を決定される職員(附則第10項に規定する職員を除く。)の特定切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級及び特定切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

- 9 前項の規定により新号給を決定される職員に対する特定切替日以降における最初の第1条の規定による改正後の条例第5条第6項又は平成10年改正条例附則第8項から第10項までの規定の適用については、旧号給を受けていた期間(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間)を新号給を受ける期間に通算する。

(福祉職給料表の適用を受けることとなる職員の最高号給等の切替え等)

- 10 附則第7項の規定により新級を決定される職員のうち、特定切替日の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の特定切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(福祉職給料表の適用を受けることとなる職員のうち特定切替日前の異動者の号給等の調整)

- 11 附則第7項の規定により新級を決定される職員のうち、特定切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の特定切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が特定切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 12 附則第3項から第5項まで及び第7項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の条例又は平成10年改正条例附則第8項から第10項まで及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 13 平成11年12月に改正前の条例第21条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第21条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 14 平成12年3月に改正後の条例第21条の規定に基づいて支給されるべき職員の期末手当の額は、前項の規定により期末手当の額の加算を受けた者にあっては、同条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額(以下この額において「第21条の額」という。)から前項に規定する差額(当該差額が第21条の額を超えるときは、第21条の額)を減じた額とする。

(給与の内払い)

- 15 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給

された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(その他)

- 16 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平成13年3月8日組合条例第56号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。
(期末手当及び勤勉手当の額の特例)
- 3 平成12年12月に改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第21条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第21条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 4 平成12年12月に改正前の条例第22条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第22条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。
- 5 平成13年3月に改正後の条例第21条の規定に基づいて支給されるべき職員の期末手当の額は、前2項の規定により期末手当及び勤勉手当の額の加算を受けた者にあつては、同条第2項の規定にかかわらず、同条の規定にもとづいて同月に支給されることとなる期末手当の額(以下この項において「第21条の額」という。)から前2項に規定する差額の合計額(当該合計額が第21条の額を超えるときは、第21条の額)を減じた額とする。
(給与の内払い)
- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いと見なす。

附 則(平成13年12月25日組合条例第57号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成13年4月1日から適用する。
(期末手当の額の特例)
- 3 平成13年12月にこの条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第21条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第21条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 4 平成14年3月に改正後の条例第21条の規定に基づいて支給されるべき職員の期末手当の額は、前項の規定により期末手当の額の加算を受けた者にあつては、同条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額(以下この項において「第21条の額」という。)から前項に規定する差額(当該差額が第21条の額

を超えるときは、第21条の額)を控除した額とする。

附 則(平成14年12月20日組合条例第60号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日である時は、その日)から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から第7項までの規定は、平成15年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第4までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の第1条の改正規定の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の第1条の改正規定の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例又は柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成10年組合条例第54号)附則第3項から第5項まで及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)第21条第2項及び第3項から第5項まで又は第24条第2項、第3項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年3月1日(期末手当について改正後の給与条例第21条第1項後段又は第24条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料、扶養手当並びにこれらの額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の合計額

- (2) 継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額(継続在職期間において附則第2項に規定する給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について規則で定める給料月額)並びに改正後の給与条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「6ヶ月以内」とあるのは「3ヶ月以内」と、同項第1号中「6ヶ月」とあるのは「3ヶ月」と、同項第2号中「5ヶ月以上6ヶ月未満」とあるのは「2ヶ月15日以上3ヶ月未満」と、同項第3号中「3ヶ月以上5ヶ月未満」とあるのは「1ヶ月15日以上2ヶ月15日未満」と、同項第4号中「3ヶ月未満」とあるのは「1ヶ月15日未満」とする。

(規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成15年11月28日条例第61号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)別表第1から別表第4までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成15年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第19条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)&及び第4項から第6項まで又は第22条第1項から第3項まで、及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。))にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、

当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成17年3月18日条例第70号)

この条例は、平成17年3月22日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月29日条例第80号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)別表1から別表4までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の第1条の改正規定の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の条例第21条第2項の規定に関わらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「調整額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1)平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たな職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の合計額に、100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額。

(2)平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて

得た額。

(規則への委任)

- 6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日条例第 81 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(職務の級の切替)

- 2 平成 18 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が、附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第 2 に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える俸給月額等の切替え)

- 4 切替日の前日において別表の給料表に定める職務の級に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給の基礎)

- 6 附則第 2 項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則によって定められたものでなければならない。

(号給の切替に伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 21 年組合条例第 92 号)(以下平成 21 年柵原吉井特別養護老人ホーム組合改正条例という)の施行日において次の各号に規定する減額改定対象職員である者のにあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときは切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- (1) 平成 21 年柵原吉井特別養護老人ホーム組合改正条例附則第 2 項に規定する減額改定対象職員(次号に規定する職員を除く。) 100 分の 99.1
- (2) 前号に規定する職員以外の職員 100 分の 99.34

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第8条第2項(第9条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第8条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年組合条例第81号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。
(規則への委任)
- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の育児休業に関する条例の一部改正)
- 12 柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の育児休業に関する条例(平成4年柵原吉井特別養護老人ホーム組合条例第43号)の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「(以下「調整期間」という。)」を削り、「(以下この項において「復帰の日」という。) またはその日から1年以内の昇給の時期」を「及びその日以後における最初の昇給日又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、若しくは調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後その者の最初の昇給に係る期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同条第2項を削る。
- 13 第7項の規定による給料の額については、平成24年7月1日以後、同項による額からその3分の1(その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円)を減じた額とし、平成25年4月1日以後、同項による額からその3分の2(その額が10,000円を超える場合にあっては10,000円)を減じた額とし、平成26年4月1日以後、同項の規定による給料は支給しない。
(施行期日)
- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

給料表	旧 級	新 級
給料表 (一)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級

	8 級	6 級
給料表（二）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
医療職給料表（三）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	

附則別表 2（附則第 3 項関係）

イ 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	経過期間								
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満			4	1	8	1	1	1
	1 2 月以上			5	1	9	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1
	1 2 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1
	1 2 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1
	9 月以上 1 2 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1
	1 2 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	1

	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	3
	9 月以上 1 2 月未満	16	40	20	16	24	12	8	4
	1 2 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15	11	7
	9 月以上 1 2 月未満	20	44	24	20	28	16	12	8
	1 2 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9
7	3 月未満	21	45	25	21	29	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19	15	11
	9 月以上 1 2 月未満	24	48	28	24	32	20	16	12
	1 2 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13
8	3 月未満	25	49	29	25	33	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	26	50	30	26	34	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	27	51	31	27	35	23	19	15
	9 月以上 1 2 月未満	28	52	32	28	36	24	20	16
	1 2 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17
9	3 月未満	29	53	33	29	37	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	29	54	34	30	38	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	30	55	35	31	39	27	23	19
	9 月以上 1 2 月未満	30	56	36	32	40	28	24	20
	1 2 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21
10	3 月未満	31	57	37	33	41	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	31	58	38	34	42	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	32	59	39	35	43	31	27	23
	9 月以上 1 2 月未満	32	60	40	36	44	32	28	24
	1 2 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25
11	3 月未満	33	61	41	37	45	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	33	62	42	38	46	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	33	63	43	39	47	35	31	27
	9 月以上 1 2 月未満	34	64	44	40	48	36	32	28
	1 2 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29
12	3 月未満	34	65	45	41	49	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	34	66	46	42	50	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	35	67	47	43	51	39	35	31
	9 月以上 1 2 月未満	35	68	48	44	52	40	36	32
	1 2 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33
13	3 月未満	35	69	49	45	53	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	36	70	50	46	54	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	36	71	51	47	55	43	39	35
	9 月以上 1 2 月未満	36	72	52	48	56	44	40	36
	1 2 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37
14	3 月未満	37	73	53	49	57	45	41	37

	3 月以上 6 月未満	37	74	54	49	58	46	42	38
	6 月以上 9 月未満	37	75	55	50	59	47	43	39
	9 月以上 1 2 月未満	37	76	56	50	60	48	44	40
	1 2 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41
15	3 月未満	38	77	57	51	61	49	45	41
	3 月以上 6 月未満	38	78	58	51	62	50	46	42
	6 月以上 9 月未満	38	79	59	52	63	51	47	43
	9 月以上 1 2 月未満	38	80	60	52	64	52	48	44
	1 2 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45
16	3 月未満	39	81	61	53	65	53	49	45
	3 月以上 6 月未満	39	82	62	54	66	54	50	46
	6 月以上 9 月未満	39	83	63	55	67	55	51	47
	9 月以上 1 2 月未満	39	84	64	56	68	56	52	48
	1 2 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49
17	3 月未満		85	65	57	69	57	53	49
	3 月以上 6 月未満		86	66	57	70	58	54	50
	6 月以上 9 月未満		87	67	58	71	59	55	51
	9 月以上 1 2 月未満		88	68	58	72	60	56	52
	1 2 月以上		89	69	59	73	61	57	53
18	3 月未満		89	69	59	73	61	57	53
	3 月以上 6 月未満		90	70	59	74	62	58	54
	6 月以上 9 月未満		91	71	60	75	63	59	55
	9 月以上 1 2 月未満		92	72	60	76	64	60	56
	1 2 月以上		93	73	61	77	65	61	57
19	3 月未満		93	73	61	77	65	61	57
	3 月以上 6 月未満		93	74	61	78	66	62	58
	6 月以上 9 月未満		93	75	61	79	67	63	59
	9 月以上 1 2 月未満		93	76	62	80	68	64	60
	1 2 月以上		93	77	62	81	69	65	61
20	3 月未満			77	62	81	69	65	61
	3 月以上 6 月未満			78	62	82	70	66	62
	6 月以上 9 月未満			79	63	83	71	67	63
	9 月以上 1 2 月未満			80	63	84	72	68	64
	1 2 月以上			81	63	85	73	69	65
21	3 月未満			81	63	85	73	69	65
	3 月以上 6 月未満			82	64	86	74	70	66
	6 月以上 9 月未満			83	64	87	75	71	67
	9 月以上 1 2 月未満			84	64	88	76	72	68
	1 2 月以上			85	65	89	77	73	69
22	3 月未満			85	65	89	77	73	
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74	
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75	
	9 月以上 1 2 月未満			88	66	92	80	76	
	1 2 月以上			89	67	93	81	77	
23	3 月未満			89	67	93	81		

	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82		
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83		
	9 月以上 1 2 月未満			92	68	96	84		
	1 2 月以上			93	69	97	85		
24	3 月未満			93	69	97	85		
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86		
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87		
	9 月以上 1 2 月未満			96	72	100	88		
	1 2 月以上			97	73	101	89		
25	3 月未満			97	73	101			
	3 月以上 6 月未満			98	73	102			
	6 月以上 9 月未満			99	74	103			
	9 月以上 1 2 月未満			100	74	104			
	1 2 月以上			101	75	105			
26	3 月未満			101	75	105			
	3 月以上 6 月未満			102	75	106			
	6 月以上 9 月未満			103	76	107			
	9 月以上 1 2 月未満			104	76	108			
	1 2 月以上			105	77	109			
27	3 月未満			105	77				
	3 月以上 6 月未満			106	78				
	6 月以上 9 月未満			107	79				
	9 月以上 1 2 月未満			108	80				
	1 2 月以上			109	81				
28	3 月未満			109	81				
	3 月以上 6 月未満			110	82				
	6 月以上 9 月未満			111	83				
	9 月以上 1 2 月未満			112	84				
	1 2 月以上			113	85				
29	3 月未満			113					
	3 月以上 6 月未満			114					
	6 月以上 9 月未満			115					
	9 月以上 1 2 月未満			116					
	1 2 月以上			117					
30	3 月未満			117					
	3 月以上 6 月未満			118					
	6 月以上 9 月未満			119					
	9 月以上 1 2 月未満			120					
	1 2 月以上			121					
31	3 月未満			121					
	3 月以上 6 月未満			122					
	6 月以上 9 月未満			123					
	9 月以上 1 2 月未満			124					
	1 2 月以上			125					
32	3 月未満			125					

	3 月以上 6 月未満			125					
	6 月以上 9 月未満			125					
	9 月以上 1 2 月未満			125					
	1 2 月以上			125					

ロ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3 月未満		1	1	5
	3 月以上 6 月未満		1	1	6
	6 月以上 9 月未満		1	1	7
	9 月以上 1 2 月未満		1	1	8
	1 2 月以上		1	1	9
2	3 月未満	1	1	1	9
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	10
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	11
	9 月以上 1 2 月未満	4	4	1	12
	1 2 月以上	5	5	1	13
3	3 月未満	5	5	1	13
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	14
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	15
	9 月以上 1 2 月未満	8	8	4	16
	1 2 月以上	9	9	5	17
4	3 月未満	9	9	5	17
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	18
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	19
	9 月以上 1 2 月未満	12	12	8	20
	1 2 月以上	13	13	9	21
5	3 月未満	13	13	9	21
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	22
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	23
	9 月以上 1 2 月未満	16	16	12	24
	1 2 月以上	17	17	13	25
6	3 月未満	17	17	13	25
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	26
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	27
	9 月以上 1 2 月未満	20	20	16	28
	1 2 月以上	21	21	17	29
7	3 月未満	21	21	17	29
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	30
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	31
	9 月以上 1 2 月未満	24	24	20	32
	1 2 月以上	25	25	21	33
8	3 月未満	25	25	21	33
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	34
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	35

	9 月以上 1 2 月未満	28	28	24	36
	1 2 月以上	29	29	25	37
9	3 月未満	29	29	25	37
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	38
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	39
	9 月以上 1 2 月未満	32	32	28	40
	1 2 月以上	33	33	29	41
10	3 月未満	33	33	29	41
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	42
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	43
	9 月以上 1 2 月未満	36	36	32	44
	1 2 月以上	37	37	33	45
11	3 月未満	37	37	33	45
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	46
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	47
	9 月以上 1 2 月未満	40	40	36	48
	1 2 月以上	41	41	37	49
12	3 月未満	41	41	37	49
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	50
	6 月以上 9 月未満	43	43	39	51
	9 月以上 1 2 月未満	44	44	40	52
	1 2 月以上	45	45	41	53
13	3 月未満	45	45	41	53
	3 月以上 6 月未満	46	46	42	54
	6 月以上 9 月未満	47	47	43	55
	9 月以上 1 2 月未満	48	48	44	56
	1 2 月以上	49	49	45	57
14	3 月未満	49	49	45	57
	3 月以上 6 月未満	50	50	46	58
	6 月以上 9 月未満	51	51	47	59
	9 月以上 1 2 月未満	52	52	48	60
	1 2 月以上	53	53	49	61
15	3 月未満	53	53	49	61
	3 月以上 6 月未満	54	54	50	62
	6 月以上 9 月未満	55	55	51	63
	9 月以上 1 2 月未満	56	56	52	64
	1 2 月以上	57	57	53	65
16	3 月未満	57	57	53	65
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	66
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	67
	9 月以上 1 2 月未満	60	60	56	68
	1 2 月以上	61	61	57	69
17	3 月未満	61	61	57	69
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	70
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	71

	9 月以上 1 2 月未満	64	64	60	72
	1 2 月以上	65	65	61	73
18	3 月未満	65	65	61	73
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	74
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	75
	9 月以上 1 2 月未満	68	68	64	76
	1 2 月以上	69	69	65	77
19	3 月未満	69	69	65	77
	3 月以上 6 月未満	70	70	65	78
	6 月以上 9 月未満	71	71	66	79
	9 月以上 1 2 月未満	72	72	66	80
	1 2 月以上	73	73	67	81
20	3 月未満	73	73	67	81
	3 月以上 6 月未満	74	74	67	82
	6 月以上 9 月未満	75	75	68	83
	9 月以上 1 2 月未満	76	76	68	84
	1 2 月以上	77	77	69	85
21	3 月未満	77	77	69	85
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	86
	6 月以上 9 月未満	79	79	71	87
	9 月以上 1 2 月未満	80	80	72	88
	1 2 月以上	81	81	73	89
22	3 月未満	81	81	73	89
	3 月以上 6 月未満	82	82	73	90
	6 月以上 9 月未満	83	83	74	91
	9 月以上 1 2 月未満	84	84	74	92
	1 2 月以上	85	85	75	93
23	3 月未満	85	85	75	93
	3 月以上 6 月未満	86	86	75	94
	6 月以上 9 月未満	87	87	76	95
	9 月以上 1 2 月未満	88	88	76	96
	1 2 月以上	89	89	77	97
24	3 月未満	89	89	77	97
	3 月以上 6 月未満	90	90	77	98
	6 月以上 9 月未満	91	91	78	99
	9 月以上 1 2 月未満	92	92	78	100
	1 2 月以上	93	93	79	101
25	3 月未満	93	93	79	101
	3 月以上 6 月未満	94	94	79	102
	6 月以上 9 月未満	95	95	80	103
	9 月以上 1 2 月未満	96	96	80	104
	1 2 月以上	97	97	81	105
26	3 月未満	97	97	81	105
	3 月以上 6 月未満	98	98	82	106
	6 月以上 9 月未満	99	99	83	107

	9 月以上 1 2 月未満	100	100	84	108
	1 2 月以上	101	101	85	109
27	3 月未満	101	101	85	109
	3 月以上 6 月未満	102	102	85	110
	6 月以上 9 月未満	103	103	86	111
	9 月以上 1 2 月未満	104	104	86	112
	1 2 月以上	105	105	87	113
28	3 月未満	105	105	87	113
	3 月以上 6 月未満	106	106	87	114
	6 月以上 9 月未満	107	107	88	115
	9 月以上 1 2 月未満	108	108	88	116
	1 2 月以上	109	109	89	117
29	3 月未満	109	109	89	117
	3 月以上 6 月未満	110	110	90	118
	6 月以上 9 月未満	111	111	91	119
	9 月以上 1 2 月未満	112	112	92	120
	1 2 月以上	113	113	93	121
30	3 月未満	113	113	93	121
	3 月以上 6 月未満	114	114	93	122
	6 月以上 9 月未満	115	115	94	123
	9 月以上 1 2 月未満	116	116	94	124
	1 2 月以上	117	117	95	125
31	3 月未満	117	117	95	125
	3 月以上 6 月未満	118	118	95	126
	6 月以上 9 月未満	119	119	96	127
	9 月以上 1 2 月未満	120	120	96	128
	1 2 月以上	121	121	97	129
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	121	122		
	6 月以上 9 月未満	121	123		
	9 月以上 1 2 月未満	121	124		
	1 2 月以上	121	125		
33	3 月未満		125		
	3 月以上 6 月未満		126		
	6 月以上 9 月未満		127		
	9 月以上 1 2 月未満		128		
	1 2 月以上		129		

ロ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 1 2 月未満			1	1
	1 2 月以上			1	1

2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1
	9 月以上 1 2 月未満	4	4	4	1
	1 2 月以上	5	5	5	1
3	3 月未満	5	5	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3
	9 月以上 1 2 月未満	8	8	8	4
	1 2 月以上	9	9	9	5
4	3 月未満	9	9	9	5
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7
	9 月以上 1 2 月未満	12	12	12	8
	1 2 月以上	13	13	13	9
5	3 月未満	13	13	13	9
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11
	9 月以上 1 2 月未満	16	16	16	12
	1 2 月以上	17	17	17	13
6	3 月未満	17	17	17	13
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15
	9 月以上 1 2 月未満	20	20	20	16
	1 2 月以上	21	21	21	17
7	3 月未満	21	21	21	17
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19
	9 月以上 1 2 月未満	24	24	24	20
	1 2 月以上	25	25	25	21
8	3 月未満	25	25	25	21
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23
	9 月以上 1 2 月未満	28	28	28	24
	1 2 月以上	29	29	29	25
9	3 月未満	29	29	29	25
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27
	9 月以上 1 2 月未満	32	32	32	28
	1 2 月以上	33	33	33	29
10	3 月未満	33	33	33	29
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31
	9 月以上 1 2 月未満	36	36	36	32
	1 2 月以上	37	37	37	33

11	3 月未満	37	37	37	33
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35
	9 月以上 1 2 月未満	40	40	40	36
	1 2 月以上	41	41	41	37
12	3 月未満	41	41	41	37
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	39
	9 月以上 1 2 月未満	44	44	44	40
	1 2 月以上	45	45	45	41
13	3 月未満	45	45	45	41
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	42
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	43
	9 月以上 1 2 月未満	48	48	48	44
	1 2 月以上	49	49	49	45
14	3 月未満	49	49	49	45
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	46
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	47
	9 月以上 1 2 月未満	52	52	52	48
	1 2 月以上	53	53	53	49
15	3 月未満	53	53	53	49
	3 月以上 6 月未満	54	54	54	50
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	51
	9 月以上 1 2 月未満	56	56	56	52
	1 2 月以上	57	57	57	53
16	3 月未満	57	57	57	53
	3 月以上 6 月未満	58	58	58	54
	6 月以上 9 月未満	59	59	59	55
	9 月以上 1 2 月未満	60	60	60	56
	1 2 月以上	61	61	61	57
17	3 月未満	61	61	61	57
	3 月以上 6 月未満	62	62	62	58
	6 月以上 9 月未満	63	63	63	59
	9 月以上 1 2 月未満	64	64	64	60
	1 2 月以上	65	65	65	61
18	3 月未満	65	65	65	61
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	62
	6 月以上 9 月未満	67	67	67	63
	9 月以上 1 2 月未満	68	68	68	64
	1 2 月以上	69	69	69	65
19	3 月未満	69	69	69	65
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	66
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	67
	9 月以上 1 2 月未満	72	72	72	68
	1 2 月以上	73	73	73	69

20	3 月未満	73	73	73	69
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	70
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	71
	9 月以上 1 2 月未満	76	76	76	72
	1 2 月以上	77	77	77	73
21	3 月未満	77	77	77	73
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	74
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	75
	9 月以上 1 2 月未満	80	80	80	76
	1 2 月以上	81	81	81	77
22	3 月未満	81	81	81	77
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	78
	6 月以上 9 月未満	83	83	83	79
	9 月以上 1 2 月未満	84	84	84	80
	1 2 月以上	85	85	85	81
23	3 月未満	85	85	85	81
	3 月以上 6 月未満	86	86	86	82
	6 月以上 9 月未満	87	87	87	83
	9 月以上 1 2 月未満	88	88	88	84
	1 2 月以上	89	89	89	85
24	3 月未満	89	89	89	85
	3 月以上 6 月未満	90	90	90	86
	6 月以上 9 月未満	91	91	91	87
	9 月以上 1 2 月未満	92	92	92	88
	1 2 月以上	93	93	93	89
25	3 月未満	93	93	93	89
	3 月以上 6 月未満	94	94	94	90
	6 月以上 9 月未満	95	95	95	91
	9 月以上 1 2 月未満	96	96	96	92
	1 2 月以上	97	97	97	93
26	3 月未満	97	97	97	93
	3 月以上 6 月未満	98	98	98	94
	6 月以上 9 月未満	99	99	99	95
	9 月以上 1 2 月未満	100	100	100	96
	1 2 月以上	101	101	101	97
27	3 月未満	101	101	101	97
	3 月以上 6 月未満	102	102	102	98
	6 月以上 9 月未満	103	103	103	99
	9 月以上 1 2 月未満	104	104	104	100
	1 2 月以上	105	105	105	101
28	3 月未満	105	105	105	101
	3 月以上 6 月未満	106	106	106	102
	6 月以上 9 月未満	107	107	107	103
	9 月以上 1 2 月未満	108	108	108	104
	1 2 月以上	109	109	109	105

29	3 月未満	109	109	109	
	3 月以上 6 月未満	110	110	110	
	6 月以上 9 月未満	111	111	111	
	9 月以上 1 2 月未満	112	112	112	
	1 2 月以上	113	113	113	
30	3 月未満	113	113	113	
	3 月以上 6 月未満	114	114	114	
	6 月以上 9 月未満	115	115	115	
	9 月以上 1 2 月未満	116	116	116	
	1 2 月以上	117	117	117	
31	3 月未満	117	117	117	
	3 月以上 6 月未満	118	118	118	
	6 月以上 9 月未満	119	119	119	
	9 月以上 1 2 月未満	120	120	120	
	1 2 月以上	121	121	121	
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上 1 2 月未満	124	124		
	1 2 月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	126	126		
	6 月以上 9 月未満	127	127		
	9 月以上 1 2 月未満	128	128		
	1 2 月以上	129	129		
34	3 月未満	129	129		
	3 月以上 6 月未満	130	130		
	6 月以上 9 月未満	131	131		
	9 月以上 1 2 月未満	132	132		
	1 2 月以上	133	133		
35	3 月未満	133	133		
	3 月以上 6 月未満	134	134		
	6 月以上 9 月未満	135	135		
	9 月以上 1 2 月未満	136	136		
	1 2 月以上	137	137		
36	3 月未満	137	137		
	3 月以上 6 月未満	138	138		
	6 月以上 9 月未満	139	139		
	9 月以上 1 2 月未満	140	140		
	1 2 月以上	141	141		
37	3 月未満	141	141		
	3 月以上 6 月未満	142	142		
	6 月以上 9 月未満	143	143		
	9 月以上 1 2 月未満	144	144		
	1 2 月以上	145	145		

38	3 月未満	145	145		
	3 月以上 6 月未満	146	146		
	6 月以上 9 月未満	147	147		
	9 月以上 1 2 月未満	148	148		
	1 2 月以上	149	149		
39	3 月未満	149			
	3 月以上 6 月未満	150			
	6 月以上 9 月未満	151			
	9 月以上 1 2 月未満	152			
	1 2 月以上	153			
40	3 月未満	153			
	3 月以上 6 月未満	154			
	6 月以上 9 月未満	155			
	9 月以上 1 2 月未満	156			
	1 2 月以上	157			
41	3 月未満	157			
	3 月以上 6 月未満	158			
	6 月以上 9 月未満	159			
	9 月以上 1 2 月未満	160			
	1 2 月以上	161			

(施行期日)

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日組合条例第 84 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 23 年 3 月 31 日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年組合条例第 81 号。附則第 4 項において「平成 18 年改正条例」という。)附則第 7 項から附則第 9 項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高号給の給料月額を超える職員についてこの条例による改正後の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例第 9 条第 2 項の規定の運用については、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、同項の規定中「その者の給料月額と柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給料に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年組合条例第 81 号)附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係条例の一部改正)

4 平成 18 年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第 10 項を次のように改める。

10 削除

附則(平成 19 年 12 月 25 日組合条例第 89 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(美咲町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第21条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成19年4月1日から、第1条の規定(給与条例第21条第2項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は、平成19年12月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成19年4月1日からこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者が別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則(平成21年5月29日組合条例第91号)

第1条 附則に次の1項を加える。

7 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第2項及び第21条第2項の規定の運用については、第20条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、第21条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

(施行期日等)

1 この条例は、交付の日から施行する。

附則(平成21年11月30日組合条例第92号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が、基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(職員の給与に関する条例第23条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))となった者(同年4月1日に減額改定対象職員

であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た期間

給料表	職務の級	号給
給料表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
給料表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
給料表(三)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

(2)平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則(平成22年11月30日組合条例第94号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第20号第2項の規定に関わらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が、基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1)平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(職員の給与に関する条例第23条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄にかかげるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で

定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
給料表（一）	1 級	1 号給から 93 号給まで
	2 級	1 号給から 64 号給まで
	3 級	1 号給から 48 号給まで
	4 級	1 号給から 32 号給まで
	5 級	1 号給から 24 号給まで
	6 級	1 号給から 16 号給まで
行政職給料表（二）	1 級	1 号給から 108 号給まで
	2 級	1 号給から 72 号給まで
	3 級	1 号給から 64 号給まで
	4 級	1 号給から 36 号給まで
医療職給料表（三）	1 級	1 号給から 96 号給まで
	2 級	1 号給から 80 号給まで
	3 級	1 号給から 56 号給まで
	4 級	1 号給から 44 号給まで

(1)平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して規則で定める者を除く)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則(平26年1月14日組合条例第97号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成26年4月1日から適用し、第2条の規定は平成25年9月1日から適用する。

附 則(平成26年11月28日組合条例第98号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4条から第6条までの規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項の改正規定を除く。附則第3条において同じ。）による改正後の給与条例（附則第3条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払い)

第3条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の

内払いとみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第6条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第20条第4項(給与条例第21条第3項において準用する場合及び柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年組合条例第43号第16条の規定を含む。))の規定の適用については、給与条例第20条第4項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年組合条例第98号)附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平28年2月12日組合条例第100号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払い)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正後の給与条例の規定に基づいて支給された給与(柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年組合条例第98号。以下「平成27年改正条例」という。)附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。)の内払いとみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平28年12月16日組合条例第101号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第21条第2項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与条例(次条において「第1条改正後給与条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第21条第2項の改正規定は平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人月10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは、「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支

給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(規則への委任)

第4条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平29年12月21日組合条例第102号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成31年1月23日組合条例第103号)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和元年12月16日組合条例第105号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給され

た給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和4年3月25日条例第108号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する

附 則(令和4年12月16日条例第109号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)のは、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和5年12月15日条例第112号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和7年3月27日条例第116号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例別表及び別表第2、別表第3の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第3条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定によ

る改正後の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 精神又は身体に重度の障害がある者で規則で定めるもの」とあるのは(5) 精神又は身体に重度の障害がある者で規則で定めるもの(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と同む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(規則への委任)

第4条 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和7年7月10日条例第117号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附表別表1 号給の切替表(附則第2条関係)

給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16

29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69		61	61	57
70		62	62	58
71		63	63	59
72		64	64	60
73		65	65	61

74		66	66	62
75		67	67	63
76		68	68	64
77		69	69	65
78		70	70	66
79		71	71	67
80		72	72	68
81		73	73	69
82		74	74	70
83		75	75	71
84		76	76	72
85		77	77	73
86		78	78	
87		79	79	
88		80	80	
89		81	81	
90		82	82	
91		83	83	
92		84	84	
93		85	85	

附表別表2 号給の切替表（附則第2条関係）

給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	1級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	2	2
7	1	3	3
8	1	4	4
9	1	5	5
10	1	6	6
11	1	7	7
12	1	8	8
13	1	9	9
14	1	10	10
15	1	11	11
16	1	12	12
17	1	13	13
18	2	14	14
19	3	15	15
20	4	16	16

21	5	17	17
22	6	18	18
23	7	19	19
24	8	20	20
25	9	21	21
26	10	22	22
27	11	23	23
28	12	24	24
29	13	25	25
30	14	26	26
31	15	27	27
32	16	28	28
33	17	29	29
34	18	30	30
35	19	31	31
36	20	32	32
37	21	33	33
38	22	34	34
39	23	35	35
40	24	36	36
41	25	37	37
42	26	38	38
43	27	39	39
44	28	40	40
45	29	41	41
46	30	42	42
47	31	43	43
48	32	44	44
49	33	45	45
50	34	46	46
51	35	47	47
52	36	48	48
53	37	49	49
54	38	50	50
55	39	51	51
56	40	52	52
57	41	53	53
58	42	54	54
59	43	55	55
60	44	56	56
61	45	57	57
62	46	58	58
63	47	59	59
64	48	60	60
65	49	61	61

66	50	62	62
67	51	63	63
68	52	64	64
69	53	65	65
70	54	66	66
71	55	67	67
72	56	68	68
73	57	69	69
74	58	70	70
75	59	71	71
76	60	72	72
77	61	73	73
78	62	74	74
79	63	75	75
80	64	76	76
81	65	77	77
82	66	78	78
83	67	79	79
84	68	80	80
85	69	81	81
86	70	82	82
87	71	83	83
88	72	84	84
89	73	85	85
90	74	86	86
91	75	87	87
92	76	88	88
93	77	89	89
94	78	90	90
95	79	91	91
96	80	92	92
97	81	93	93
98	82	94	94
99	83	95	95
100	84	96	96
101	85	97	97
102	86	98	
103	87	99	
104	88	100	
105	89	101	
106	90	102	
107	91	103	
108	92	104	
109	93	105	
110	94	106	

111	95	107	
112	96	108	
113	97	109	
114	98	110	
115	99	111	
116	100	112	
117	101	113	
118	102	114	
119	103	115	
120	104	116	
121	105	117	
122		118	
123		119	
124		120	
125		121	
126		122	
127		123	
128		124	
129		125	
130		126	
131		127	
132		128	
133		129	

附表別表3 号給の切替表（附則第2条関係）

給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号俸	新 号 給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	2
7	3	3
8	4	4
9	5	5
10	6	6
11	7	7
12	8	8
13	9	9
14	10	10
15	11	11
16	12	12
17	13	13
18	14	14

19	15	15
20	16	16
21	17	17
22	18	18
23	19	19
24	20	20
25	21	21
26	22	22
27	23	23
28	24	24
29	25	25
30	26	26
31	27	27
32	28	28
33	29	29
34	30	30
35	31	31
36	32	32
37	33	33
38	34	34
39	35	35
40	36	36
41	37	37
42	38	38
43	39	39
44	40	40
45	41	41
46	42	42
47	43	43
48	44	44
49	45	45
50	46	46
51	47	47
52	48	48
53	49	49
54	50	50
55	51	51
56	52	52
57	53	53
58	54	54
59	55	55
60	56	56
61	57	57
62	58	58
63	59	59

64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63
68	64	64
69	65	65
70	66	66
71	67	67
72	68	68
73	69	69
74	70	70
75	71	71
76	72	72
77	73	73
78	74	74
79	75	75
80	76	76
81	77	77
82	78	78
83	79	79
84	80	80
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90	86	86
91	87	87
92	88	88
93	89	89
94	90	90
95	91	91
96	92	92
97	93	93
98	94	94
99	95	95
100	96	96
101	97	97
102	98	98
103	99	99
104	100	100
105	101	101
106	102	102
107	103	103
108	104	104

109	105	105
110	106	106
111	107	107
112	108	108
113	109	109
114	110	
115	111	
116	112	
117	113	
118	114	
119	115	
120	116	
121	117	
122	118	
123	119	
124	120	
125	121	

別表 1

給料表(一)等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	主事の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする主事の職務
3 級	主査の職務
4 級	事務長の職務
5 級	荘長代理の職務
6 級	荘長の職務
7 級	困難な事務を所掌する荘長の職務

別表（第5条関係）

給料表（一）

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500

7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	

49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000		376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600		377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100		377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700		378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200		378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700		379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300		380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900		380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400		381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900		381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300		382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600		382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800		382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100		383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300		383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600		384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800		384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000		385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300		385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500		385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800		386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100				
87	256, 300	297, 400				
88	256, 600	297, 700				
89	256, 900	298, 000				
90	257, 200	298, 300				
91	257, 500	298, 600				

92	257, 800	299, 000				
93	258, 100	299, 200				
94		299, 400				
95		299, 700				
96		300, 100				
97		300, 300				
98		300, 600				
99		301, 000				
100		301, 400				
101		301, 600				
102		301, 900				
103		302, 200				
104		302, 500				
105		302, 700				
106		303, 000				
107		303, 300				
108		303, 600				
109		303, 800				
110		304, 200				
111		304, 600				
112		304, 900				
113		305, 100				
114		305, 300				
115		305, 600				
116		306, 000				
117		306, 200				
118		306, 400				
119		306, 700				
120		307, 000				
121		307, 400				
122		307, 600				
123		307, 900				
124		308, 200				
125		308, 500				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第5条関係）
給料表(二)

職 員 の 区	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400
	2	187,400	228,500	248,700	281,100
	3	189,100	229,300	249,700	281,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500
	5	192,500	230,800	251,700	283,100
	6	194,200	231,600	252,900	283,700
	7	195,800	232,400	254,000	284,300
	8	197,400	233,200	255,000	284,900
	9	199,000	234,000	256,100	285,500
	10	200,500	234,700	257,100	286,100
	11	202,000	235,400	258,000	286,700
	12	203,500	236,100	258,500	287,200
	13	205,000	236,800	259,100	287,700
	14	206,500	237,400	259,500	288,200
	15	208,000	238,000	259,900	288,700
	16	209,500	238,600	260,400	289,100
	17	211,000	239,200	260,900	289,500
	18	212,400	239,800	261,400	289,900
	19	213,800	240,400	261,900	290,300
	20	215,200	240,900	262,500	290,700
	21	216,600	241,400	263,300	291,100
	22	217,700	241,900	263,900	291,500
	23	218,800	242,400	264,500	291,900
	24	219,900	242,900	265,300	292,300
	25	220,900	243,400	266,100	292,700
	26	221,800	243,900	266,800	293,100
	27	222,700	244,300	267,400	293,500
	28	223,600	244,800	268,200	293,900
	29	224,500	245,400	269,000	294,300
	30	225,300	245,900	269,700	294,800
	31	226,100	246,400	270,400	295,300
	32	226,900	246,800	271,100	295,800
	33	227,700	247,200	271,800	296,300
	34	228,400	247,700	272,500	296,800
	35	229,100	248,200	273,200	297,300
	36	229,800	248,600	273,900	297,800
	37	230,500	249,000	274,600	298,300
	38	231,100	249,500	275,300	299,000
	39	231,700	250,000	275,900	299,600
	40	232,300	250,400	276,500	300,300

41	233, 000	250, 800	277, 000	300, 900
42	233, 500	251, 300	277, 500	301, 500
43	234, 000	251, 800	278, 000	302, 100
44	234, 500	252, 200	278, 500	302, 600
45	235, 000	252, 600	279, 000	303, 100
46	235, 400	253, 000	279, 500	303, 700
47	235, 800	253, 400	280, 000	304, 300
48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900
49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500
50	236, 900	254, 600	281, 300	306, 200
51	237, 200	255, 000	281, 700	306, 900
52	237, 500	255, 400	282, 200	307, 600
53	237, 800	255, 800	282, 600	308, 200
54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900
55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600
56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200
57	238, 900	257, 300	284, 600	310, 800
58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500
59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200
60	239, 700	258, 400	286, 400	312, 800
61	239, 900	258, 700	287, 000	313, 300
62	240, 200	259, 100	287, 600	313, 800
63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400
64	240, 700	259, 800	288, 800	315, 000
65	240, 900	260, 100	289, 300	315, 600
66	241, 200	260, 400	289, 800	316, 000
67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500
68	241, 700	260, 900	290, 800	317, 000
69	241, 900	261, 100	291, 300	317, 300
70	242, 200	261, 400	291, 800	317, 800
71	242, 500	261, 700	292, 200	318, 300
72	242, 700	261, 900	292, 600	318, 700
73	242, 900	262, 100	293, 000	318, 900
74	243, 200	262, 400	293, 400	319, 200
75	243, 500	262, 700	293, 800	319, 400
76	243, 700	262, 900	294, 200	319, 700
77	243, 900	263, 100	294, 600	320, 000
78	244, 200	263, 400	295, 000	320, 300
79	244, 500	263, 700	295, 400	320, 600
80	244, 700	263, 900	295, 900	320, 800
81	244, 900	264, 100	296, 200	321, 000
82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300
83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600

84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800
85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000
86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300
87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900
89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100
90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100
98	249, 200	268, 400	303, 700	
99	249, 500	268, 600	304, 000	
100	249, 700	268, 900	304, 300	
101	249, 900	269, 100	304, 600	
102	250, 200	269, 300	305, 000	
103	250, 500	269, 600	305, 300	
104	250, 700	269, 900	305, 700	
105	250, 900	270, 100	306, 000	
106		270, 300	306, 400	
107		270, 600	306, 800	
108		270, 800	307, 100	
109		271, 100	307, 300	
110		271, 400	307, 600	
111		271, 700	307, 900	
112		271, 900	308, 100	
113		272, 100	308, 300	
114		272, 400	308, 600	
115		272, 600	308, 900	
116		272, 800	309, 100	
117		273, 100	309, 300	
118		273, 400	309, 600	
119		273, 700	309, 900	
120		273, 900	310, 100	
121		274, 100	310, 300	
122		274, 300	310, 600	
123		274, 600	310, 900	
124		274, 900	311, 100	
125		275, 100	311, 300	

126	275,300	311,600
127	275,600	311,900
128	275,900	312,100
129	276,100	312,300
130	276,300	
131	276,600	
132	276,900	
133	277,100	
134	277,300	
135	277,600	
136	277,900	
137	278,100	

備考 この表は、生活相談員・介護士長・主任介護士・副主任介護士及び介護士に適用する。

別表第3（第5条関係）
給料表（三）

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200
	2	209,600	242,800	282,300	295,800
	3	211,400	245,000	282,800	296,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900
	5	214,800	249,400	283,800	297,400
	6	216,700	250,400	284,300	298,000
	7	218,500	251,300	284,800	298,600
	8	220,200	252,200	285,300	299,100
	9	221,900	253,100	285,800	299,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300
	13	229,600	257,100	287,800	301,800
	14	231,600	257,800	288,300	302,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200
	16	235,600	259,400	289,300	303,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500
	19	241,700	262,700	290,800	306,400

20	243,700	263,800	291,300	307,300
21	245,600	264,900	291,800	308,100
22	246,800	266,000	292,300	309,000
23	248,000	267,100	292,800	309,900
24	249,100	268,200	293,300	310,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600
26	251,100	270,300	294,400	312,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400
28	252,900	272,400	296,000	314,300
29	253,700	273,400	296,700	315,100
30	254,500	274,100	297,500	316,200
31	255,200	274,800	298,300	317,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400
33	256,700	276,200	299,800	319,500
34	257,500	276,800	300,600	320,600
35	258,300	277,300	301,400	321,700
36	259,000	277,800	302,100	322,800
37	259,700	278,300	302,900	323,900
38	260,600	278,900	303,700	325,100
39	261,500	279,400	304,500	326,200
40	262,300	279,900	305,300	327,300
41	263,100	280,300	306,000	328,100
42	264,000	280,800	307,000	329,200
43	264,800	281,300	308,000	330,300
44	265,600	281,800	308,900	331,300
45	266,400	282,300	309,800	332,300
46	267,100	282,800	310,800	333,300
47	267,800	283,300	311,800	334,300
48	268,400	283,800	312,700	335,300
49	269,000	284,300	313,600	336,500
50	269,500	284,800	314,600	337,800
51	270,000	285,300	315,600	339,000
52	270,400	285,800	316,600	340,200
53	270,800	286,300	317,400	341,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300
55	271,800	287,300	319,400	343,400
56	272,200	287,800	320,300	344,700
57	272,600	288,300	321,200	345,700
58	273,000	289,100	322,200	346,600
59	273,400	289,900	323,200	347,700

	60	273,800	290,600	324,100	348,900
	61	274,200	291,300	325,000	350,000
	62	274,600	292,200	326,200	351,200
	63	275,000	293,100	327,400	352,400
	64	275,400	293,900	328,600	353,400
	65	275,800	294,700	329,300	354,400
	66	276,200	295,600	330,400	355,400
	67	276,600	296,400	331,500	356,500
	68	277,000	297,200	332,400	357,600
	69	277,400	298,000	333,500	358,400
	70	277,900	298,900	334,200	359,500
	71	278,400	299,800	335,300	360,600
	72	278,800	300,700	336,400	361,600
	73	279,200	301,600	337,500	362,300
	74	279,800	302,500	338,700	363,100
	75	280,400	303,400	339,800	363,900
	76	280,900	304,300	340,900	364,600
	77	281,400	305,100	342,000	365,200
	78	282,000	306,100	343,100	365,700
	79	282,600	307,100	344,100	366,200
	80	283,100	308,000	345,200	366,700
	81	283,600	308,500	346,100	367,300
	82	284,100	309,400	347,100	367,800
	83	284,600	310,300	348,000	368,300
	84	285,100	311,100	349,000	368,800
	85	285,600	311,900	349,900	369,200
	86	286,100	312,900	350,700	369,600
	87	286,600	313,900	351,500	370,200
	88	287,100	314,900	352,300	370,700
	89	287,600	315,800	352,900	371,000
	90	288,100	316,900	353,500	371,500
	91	288,600	317,900	354,100	371,900
	92	289,100	318,900	354,700	372,200
	93	289,600	319,700	355,100	372,800
	94	290,200	320,400	355,500	373,300
	95	290,800	321,100	356,000	373,800
	96	291,400	321,700	356,400	374,300
	97	292,000	322,200	356,900	374,900
	98	292,500	322,500	357,300	375,400
	99	293,000	323,100	357,800	375,900

	100	293,500	323,700	358,200	376,300
	101	294,000	324,100	358,500	376,900
	102	294,500	324,700	359,000	377,400
	103	295,000	325,300	359,400	377,900
	104	295,400	325,800	359,700	378,400
	105	295,800	326,200	360,100	379,000
	106	296,300	326,700	360,600	379,400
	107	296,800	327,200	361,100	379,900
	108	297,100	327,700	361,600	380,400
	109	297,300	328,100	362,100	381,000
	110	297,600	328,500	362,600	
	111	297,800	328,800	363,100	
	112	298,100	329,100	363,500	
	113	298,400	329,400	363,900	
	114	298,600	329,800	364,300	
	115	298,900	330,100	364,800	
	116	299,100	330,400	365,300	
	117	299,400	330,600	365,700	
	118	299,700	330,900	366,200	
	119	300,000	331,200	366,700	
	120	300,300	331,400	367,200	
	121	300,600	331,600	367,500	
	122	301,000	331,900		
	123	301,300	332,200		
	124	301,600	332,500		
	125	301,800	332,700		
	126	302,000	333,000		
	127	302,300	333,400		
	128	302,700	333,600		
	129	302,900	333,800		
	130	303,200	334,000		
	131	303,600	334,400		
	132	304,000	334,600		
	133	304,200	334,900		
	134	304,500	335,300		
	135	304,800	335,700		
	136	305,100	336,100		
	137	305,300	336,400		
	138	305,600	336,800		
	139	305,900	337,200		

140	306,200	337,600		
141	306,400	337,900		
142	306,800	338,300		
143	307,200	338,600		
144	307,500	339,000		
145	307,700	339,300		
146	307,900	339,700		
147	308,200	340,100		
148	308,600	340,500		
149	308,800	340,800		
150	309,000	341,200		
151	309,300	341,600		
152	309,600	342,000		
153	310,000	342,300		
154	310,200			
155	310,400			
156	310,700			
157	311,000			
158	311,300			
159	311,600			
160	311,900			
161	312,300			
162	312,600			
163	312,900			
164	313,200			
165	313,600			
166	313,900			
167	314,200			
168	314,500			
169	314,900			

備考 この表は、栄養士・看護師及び准看護師に適用する。